

令和3年

上砂川町議会会議録

第3回 臨時会
第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和3年第3回臨時会

(4月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第14号 役場東館改修工事(第3期)請負契約締結について(原案可決)	4
議案第15号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)	6
議案第16号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)(原案可決)	7
閉会の宣告	9

令和3年第2回定例会

第1号(6月8日)

議事日程	13
会議録署名議員	13
開会の宣告	14
開議の宣告	14
会議録署名議員指名について	14
会期決定について	14
諸般の報告	14
副議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告	14
副町長の(株)上砂川振興公社令和2年度決算並びに令和3年度事業計画報告	15
例月出納検査結果報告(3・4月分)	16
町長行政報告	16
教育長教育行政報告	17
報告第2号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第14号)」 (承認)	17
報告第3号 継続費の精算報告について「令和2年度上砂川町一般会計継続費精算報告」	

(承認)	19
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて (決定)	20
議案第 17 号 鶉若葉生活館建設工事請負契約締結について (原案可決)	21
議案第 18 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 3 号)	22
散会の宣告	25

第 2 号 (6 月 9 日)

議事日程	27
会議録署名議員	27
開議の宣告	28
会議録署名議員指名について	28
一般質問	28
石 田 浩 二	28
教育次長 米 田 淳 一	29
福祉課長 山 崎 数 浩	29
企画課長 鷺 尾 仁 志	30
小 澤 一 文	31
福祉課長 山 崎 数 浩	32
企画課長 鷺 尾 仁 志	33
町長 奥 山 光 一	34
笹 木 笑 子	34
福祉課保健予防担当参事 林 孔 美	35
藏 根 高 史	36
企画課長 鷺 尾 仁 志	37
町長 奥 山 光 一	37
議案第 18 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	38
調査第 2 号 所管事務調査について (許可)	39
派遣第 1 号 議員派遣承認について (承認)	39
追加日程について	39
意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (原案可決)	39
閉会の宣告	42

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨	2 定	
		4.28	6.8	6.9
1	石 田 浩 二	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨	2 定	
		4.28	6.8	6.9
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長 税務出納課長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨	2 定	
		4.28	6.8	6.9
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○	○

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 3 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 8 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 1 9 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 8 日 1 日間

第 3 議案第 1 4 号 役場東館改修工事（第 3 期）請負契約締結について

第 4 議案第 1 5 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 1 6 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。

会議開会に先立ち、昨年4月5日に大内前議長がご逝去され、1年が経過しました。大内前議長のこれまでの町勢振興に対するご尽力に感謝申し上げるとともに、哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。

一同黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（高橋成和） お直りください。ありがとうございます。皆様ご着席ください。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第14号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第14号 役場東館改修工事（第3期）請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 役場東館改修工事（第3期）

工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、役場東館改修工事（第3期）の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第14号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

改修工事は、役場本庁舎建設計画に基づき、東館を平成30年度に第1期改修工事、令和元年度に第2期改修工事を行い、本庁舎が完成したことから、本改修工事を実施するものであります。主な内容は、外壁及び屋上防水の外装工事を行い、内部は1階に相談室を3室新設し、大会議室は議場を兼ねる多目的な会議室とし、そのほかの会議室やトイレの内装改修及び照明のLED化とそれに伴う電気機械設備の改修を行うもので、工事の竣工期限は令和3年8月31日であります。

入札につきましては、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体、西出興業株式会社、株式会社泰進建設滝川本店、笹木産業株式会社の5者による指名競争入札の方法で去る4月22日に執行し、2回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、株式会社泰進建設滝川本店8,800万円、西出興業株式会社8,770万円、砂子・櫻井千田経常建設共同企業体8,750万円、笹木産業株式会社8,680万円、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体8,580万円で、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額858万円を加えた9,438万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、役場東館改修工事（第3期）。
- 2、工事の場所、上砂川町字上砂川町40番地10。
- 3、工事の概要、東館改修、鉄筋コンクリート造二階建て、1,179.20平方メートル。建築主体工事（内外装改修）、電気設備工事（照明LED化）、機械設備工事。
- 4、竣工期限、令和3年8月31日。
- 5、契約金額、9,438万円。
- 6、契約の相手方、三鈺・高橋・増原経常建設共同企業体、代表者、三鈺建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。
- 7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第14号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 役場東館改修工事（第3期）請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号

○議長（高橋成和） 日程第4、議案第15号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第15号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項と新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者に対する保険税の減免措置の延長に係る関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第15号について内容の説明

をいたします。

資料ナンバー 1 の上砂川町税条例改正の概要を御覧願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、税務関係書類電子化の観点から、扶養親族申告書、退職所得申告書について税務署長の承認を廃止するとともに、軽自動車税の環境性能割の税率の税区分を見直す改正を行うものでございます。また、国民健康保険税につきましては、昨年新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、令和 2 年度分までの保険税に減免の特例措置を規定しましたが、令和 3 年度分につきましても減免措置が適用されるよう条文を改め、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上が改正の主な内容でございますが、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー 2 の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第 15 号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号 上砂川町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第 16 号

○議長（高橋成和） 日程第 5、議案第 16 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 16 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い

いたします。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,280万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第16号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金5,460万円の追加で、3億1,957万8,000円となります。

2 項国庫補助金5,460万円の追加で、1億6,672万8,000円となります。

15款道支出金500万円の追加で、1億1,559万円となります。

2 項道補助金500万円の追加で、1,301万2,000円となります。

18款繰入金3,570万円の追加で、2億4,260万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が9,530万円の追加で、32億1,280万円となります。

2、歳出、2 款総務費9,530万円の追加で、5億2,644万4,000円となります。

1 項総務管理費9,530万円の追加で、4億9,529万9,000円となります。

歳出合計が9,530万円の追加で、32億1,280万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、国の第三次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経済対策等を講じる予算を計上するものであります。

3、歳出、2 款1 項14目新型コロナウイルス感染症対策費9,530万円の追加で、1億2,630万円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。令和3年度上砂川町新型コロナウイルス対策に係る経済・生活支援対策の概要であります。1つ目の柱、地域経済・住民生活支援対策事業では、全町民商品券交付事業3,000万円の計上は、町民1人1万円分の町内で利用できる商品券を配付する事業であります。プレミアム商品券発行助成金事業2,650万円の計上は、プレミアム率50%で1万5,000円分の商品券を1万円5,000セット販売する事業であります。事業者支援給付金800万円の計上は、売上げ収入が10%以上減少した事業者に対し、20万円を給付する事業であります。宿泊業応援事業500万円の計上は、上砂川岳パンケの湯に感染症対策及び誘客対策費を支援する事業であります。高齢者フレイル対策事業80万円の計上

は、65歳以上の在宅高齢者を対象にフレイルの進行、認知機能の低下を予防する事業であります。

2つ目の柱、感染症拡大予防対策事業では、公共施設等環境整備事業2,200万円の計上は、町内公共施設等に空調設備を設置し、感染防止を図る事業であります。町内各種施設等感染防止対策事業200万円の計上は、町内各種施設に消毒液の設置など感染予防対策を行う事業であります。公共交通事業者感染拡大防止対策助成金事業100万円の計上は、町内を運行する公共交通事業者に対し、1事業者につき50万円を助成する事業であります。

合計が9,530万円の補正予算となっております。第三次交付限度額8,568万4,000円に対し、令和3年度3月補正と今回の9,530万円を合わせ、1億2,630万円予算計上したところであります。

予算書にお戻り願います。7節報償費10万円の計上、10節需用費270万円の計上、12節委託料200万円の計上は全町民商品券交付事務を会議所に委託するものであります。14節工事請負費2,200万円の計上、18節負担金、補助及び交付金6,850万円の計上。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金5,460万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。

15款2項1目総務費補助金500万円の追加は、プレミアムつき商品券発行事業道補助金の計上であります。

18款1項1目基金繰入金3,570万円の追加は、財政調整基金を繰入れするものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付託されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和3年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 3 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 8 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 10 時 41 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6 月 8 日～6 月 9 日
2 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告（副議長）
 - 3) （株）上砂川振興公社令和 2 年度決算並びに令和 3 年度事業計画報告（副町
長）
 - 4) 例月出納検査結果報告（3・4 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 2 号 専決処分報告について「令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第
14 号）」
- 第 7 報告第 3 号 継続費の精算報告について「令和 2 年度上砂川町一般会計継続費
精算報告」
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
※ 諮問第 1 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 17 号 鶉若葉生活館建設工事請負契約締結について
※ 議案第 17 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 10 議案第 18 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 18 号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和3年第2回上砂川町議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から6月9日までの2日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。
次、第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会の結果について報告を求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和3年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時は、令和3年5月7日金曜日午後1時30分。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、議案第1号 監査委員の選任について。

結果であります。慎重審議の結果、監査委員に赤平市議会、竹村恵一議長が選任されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、株式会社上砂川振興公社令和2年度営業報告・決算報告並びに令和3年度事業計画について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和2年度営業報告・決算報告並びに令和3年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。令和2年度の決算は、収入では新型コロナウイルスの感染拡大により宴会と宿泊が大きく影響を受けましたが、株主である町の支援により前年度対比8.5%、1,017万円増の1億3,007万円、支出では前年度対比6.4%、813万9,000円減の1億1,885万7,000円、差引き1,121万3,000円の経常損益から棚卸しによる商品73万2,000円、法人税18万円を差し引いた1,030万1,000円が当期純利益となり、ちょっとページが飛びますが、12ページの株主資本等変動計算書の中段にあります利益剰余金の累積損益である当期残高1,002万5,000円を差し引いた27万6,000円が当期末残高となります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、2ページ中段の（2）、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比5.3%、5,486人減の9万8,018人、宿泊客数は前年度対比36.4%、1,953人減の3,417人で、施設利用者全体では前年度対比6.8%、7,439人減の10万1,435人と大幅に減少したところがあります。

2の各実施事業の状況につきましては、（1）の健康の里づくり事業から（4）の宿泊客対策までまとめており、5ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、令和3年度事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。令和3年度においても新型コロナウイルスの影響により観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、町から支援いただいた宿泊業応援支援金を有効に活用し、年間入館者数目標を10万5,000人とし、利用収益は前年度決算の23%増の9,120万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、2の部門別事業計画であります。1の日帰り部門から（5）、特産品開発販売部門まで目標達成に向けて取組方針をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、3の事業予算であります、17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります、利用収益として入館料2,400万円、町民無料券等840万円、宿泊料2,200万円、以下手数料まで合計で9,120万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,433万円とし、収入合計を1億1,553万円としたところであります。

次に、支出であります、人件費と厚生福利費で5,015万円のほか、主なところでは燃料費1,270万円、光熱水費1,650万円、仕入れ1,150万円を見込み、支出合計を1億1,505万円とし、差引き48万円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります、振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、健全経営がなせるよう努めてまいりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月分のとおりでありますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和3年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他、新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況についてご報告申し上げます。本町の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、町民センターでの集団接種をメインに、町立診療所と勤医協上砂川診療所での個別接種を併用するいわゆるハイブリッド方式での接種体制を構築するとともに、希望者にありましては集団接種会場への無料の送迎タクシーを配備しているところであります。65歳以上の方への接種券は、4月19日に発送し、4月26日からコールセンターでの予約受付を開始し、予約者数は5月末現在で対象者1,451人中、町内介護施設を含め1,066人、73.5%の予約率となっております。ワクチンの接種状況であります、個別接種は5月17日から、集団接種は同月20日より開始され、5月末現在で個別、集団、施設を合わせ385の方が1回目の接種を終えており、7月中には希望する高齢者の方全員が2回目の接種を終える見通しとなっております。

なお、接種当日にキャンセルが発生した場合の対応であります、ワクチンを無駄にしないようにするために、園児と保育教諭の健康を守るため認定こども園の職員及び集団接種に従事するスタッフは、全職員が対応しておりますが、主に従事するスタッフを優先接種するとともに、今年度中に64歳になる方のキャンセル待ちの接種の登録者を募集してい

るところであります。16歳以上64歳以下の方の接種券の発送や接種開始時期につきましては、国からの指針に基づき進めてまいりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和3年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、福井市鶉地区との小学生相互交流事業の中止につきましてご報告申し上げます。

福井市鶉地区との小学生による交流事業につきましては、自分たちが生まれ育った町の歴史を学び、後世に継承するために平成24年度から交互に小学生を派遣しており、昨年度は当町の小学生を派遣する順番となっておりましたが、コロナ禍のため派遣は行わず、令和3年度に順延いたしました。そのような中、本年4月20日に福井市鶉地区でこの交流事業を中心的に担っていただいている鶉の里づくり委員会の事務局より、本年度についてもコロナ禍により子供たちの受入れは困難との判断に至った旨の連絡がありました。同月28日に開催した学校職員やPTA役員らで構成される本町の小学生交流事業実行委員会において鶉の里づくり委員会の方針を示しながら各委員の意見を確認したところ、今年も子供たちの派遣は中止にしたほうがよいとの意見が出され、実行委員会として派遣中止の決定を行ったところです。したがって、令和3年度についても福井市への児童派遣は、残念ではありますが、中止とし、再度令和4年度へ順延することにいたしました。また、本来行くことのできた対象学年であった現在の小学6年生や中学1年生の扱いについてもどう扱うべきか検討していきたいことを併せて申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、報告第2号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第14号）」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、地方消費税交付金及び地方交付税の増額、環境性能割交付

金の減額に係る歳入予算について補正し、産業振興基金への積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第2号、予算書本文を御覧願います。報告第2号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第14号）。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億963万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第2号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金や地方交付税等の交付決定による精査であります。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6 款地方消費税交付金270万円の追加で、7,280万円となります。

1 項地方消費税交付金、同額であります。

7 款環境性能割交付金210万円の減額で、90万円となります。

1 項環境性能割交付金、同額であります。

9 款地方交付税2,540万円の追加で、17億8,832万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

歳入合計が2,600万円の追加で、43億963万円となります。

2、歳出、7 款商工費2,600万円の追加で、2 億535万1,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

歳出合計が2,600万円の追加で、43億963万円となります。

事項別明細書5 ページ、歳出でございます。3、歳出、7 款1 項2 目企業開発費2,600万円の追加は、産業振興基金に積立てするものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、6 款1 項1 目地方消費税交付金270万円の追加、7 款1 項1 目環境性能割交付金210万円の減額、9 款1 項1 目地方交付税2,540万円の追加は、いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第14号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第3号

○議長（高橋成和） 日程第7、報告第3号 継続費の精算報告について「令和2年度上砂川町一般会計継続費精算報告」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号、令和2年度上砂川町一般会計継続費精算報告書について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度末における継続費にかかる下記事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第3号について内容の説明をいたします。

継続費につきましては、令和元年第2回定例会におきまして一般会計にて補正予算計上し、令和元年度と令和2年度の2か年の継続事業として議決、執行され、令和2年度で継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、報告するものであります。

事業実績につきましては、役場庁舎建設事業であります。令和元年度に役場庁舎の建設費及び建設工事監理業務委託として7,814万2,000円の支出、令和2年度につきましても役場庁舎の建設費及び建設工事監理業務委託として5億7,613万8,000円の支出、合計6億5,428万円を支出し、財源内訳につきましては地方債4億450万円、その他2億4,970万円、一般財源8万円となります。

それでは、本文に参ります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、役場本庁舎建設事業、全体計画、年割額、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金、地方債、その他、一般

財源、令和1年度、7,814万2,000円、ゼロ円、ゼロ円、7,810万円、4万2,000円、令和2年度、5億7,613万8,000円、ゼロ円、5億490万円、7,120万円、3万8,000円、計6億5,428万円、ゼロ円、5億490万円、1億4,930万円、8万円。

実績、支出済額、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金、地方債、その他、一般財源、7,814万2,000円、ゼロ円、ゼロ円、7,810万円、4万2,000円、5億7,613万8,000円、ゼロ円、4億450万円、1億7,160万円、3万8,000円、6億5,428万円、ゼロ円、4億450万円、2億4,970万円、8万円、比較、年割額と支出済額の差、左の財源内訳、特定財源、国・道支出金、地方債、その他、一般財源、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、1億40万円の減額、1億40万円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、1億40万円の減額、1億40万円、ゼロ円。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第3号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 継続費の精算報告について「令和2年度上砂川町一般会計継続費精算報告」は、承認することに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（高橋成和） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、大橋隆一氏が令和3年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に渡邊章子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を人権擁護委員候補者に

推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、渡邊章子。
生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期3年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は、町長提案のとおり候補者の推薦をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、町長提案のとおり決定いたしました。

◎議案第17号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第17号 鶉若葉生活館建設工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第17号 鶉若葉生活館建設工事請負契約締結について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、鶉若葉生活館建設工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第17号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

現在の鶉若葉生活館は、昭和48年に建設され、補強コンクリートブロック造平家建て、物置を含めて延べ床面積304.33平方メートルの建物であります。現生活館は老朽化が著しく、耐震化も施されておらず、水防法による浸水想定区域内であることから、浸水想定区域外の旧双葉保育園跡地に木造平家建て、延べ床面積200.35平方メートルの生活館を建設するもので、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事のほか、駐車場整備と鋼製屋外物置設置などの外構工事を実施する建設工事で、竣工期限は令和3年10月29日であります。

入札につきましては、三鈺建設株式会社上砂川支店、有限会社高橋工務店、有限会社増

原工務店の3者による指名競争入札の方法で去る5月27日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、三鈺建設株式会社上砂川支店6,200万円、有限会社増原工務店6,130万円、有限会社高橋工務店5,950万円で、有限会社高橋工務店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額595万円を加えた6,545万円であります。

それでは、本文に参ります。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、鶉若葉生活館建設工事。

2、工事の場所、上砂川町字鶉266番地6。

3、工事の概要、木造平家建て、延べ床面積200.35平方メートル、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（駐車場整備、鋼製屋外物置）。

4、竣工期限、令和3年10月29日。

5、契約金額、6,545万円。

6、契約の相手方、有限会社高橋工務店代表取締役、高橋尚志。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第17号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 鶉若葉生活館建設工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第18号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第18号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,930万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第18号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金210万円の追加で、3億2,167万8,000円となります。

2 項国庫補助金210万円の追加で、1億6,882万8,000円となります。

19款諸収入250万円の追加で、1億496万3,000円となります。

5 項雑入250万円の追加で、8,143万3,000円となります。

21款繰越金3,190万円の追加で、6,190万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,650万円の追加で、32億4,930万円となります。

2、歳出、2款総務費526万7,000円の追加で、5億3,171万1,000円となります。

1 項総務管理費526万7,000円の追加で、5億56万6,000円となります。

3 款民生費213万3,000円の追加で、7億4,227万4,000円となります。

2 項児童福祉費213万3,000円の追加で、5,902万3,000円となります。

4 款衛生費1,650万円の追加で、2億5,124万9,000円となります。

1 項保健衛生費150万円の追加で、1億5,872万9,000円となります。

2 項清掃費1,500万円の追加で、9,252万円となります。

8 款土木費920万円の追加で、4億3,162万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費420万円の追加で、1億4,592万5,000円となります。

3 項住宅費500万円の追加で、1億7,944万6,000円となります。

10款教育費340万円の追加で、1億4,535万3,000円となります。

5 項保健体育費340万円の追加で、2,575万6,000円となります。

歳出合計が3,650万円の追加で、32億4,930万円となります。

事項別明細書6 ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項5目財産管理費226万7,000円の追加は、町立診療所の指定管理先である萌水会から医師住宅を使用したいとの申入れがあり、長期間使用していなかったことから改修するほか、今冬の大雪によりふらっとの外壁が破損したことから修繕費を計上するものであります。

10目町民センター管理費50万円の追加は、3階和室のボイラー配管修理及び玄関先ゴムマットの修繕であります。

11目地域振興費250万円の追加は、自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、発電機2台、防災用テント9張りを整備するものであります。

3款2項2目認定こども園等複合施設費3万3,000円の追加は、保護者にいち早く情報を伝達するため導入する一斉連絡配信システムの使用料の計上であります。

3目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費210万円の追加で、217万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）の概要であります。1の目的であります。国は新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化策として、感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、給付額は支給対象児童1人につき5万円、対象者は令和3年3月31日時点で平成15年4月1日以降に生まれた18歳以下の児童、また障害児の場合は平成13年4月1日以降に生まれた二十歳以下の児童を養育している父母等に対し、令和3年度の町民税が非課税世帯、または生活保護の方、もしくは令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方で、支給時期は令和3年6月末であります。

予算書にお戻り願います。10節需用費、消耗品費8万円の追加、11節役務費2万円の追加、18節負担金、補助及び交付金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として対象者40人を見込み200万円を追加するものであります。

4款1項3目環境衛生費150万円の追加は、下鶴共同浴場のボイラー及びろ過循環ポンプの修繕料と大雪により町営墓地内の墓石が倒壊等の被害に遭ったことから、墓石を修復する経費を計上するものであります。

2項2目じん芥処理費1,500万円の追加で、8,208万2,000円となります。

資料ナンバー2をご参照願います。PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理についてであります。PCBは、熱で分解しにくい電気絶縁性が高い等の性質から、過去電気機器の絶縁油、熱交換器の熱触媒等様々な用途で使用されておりましたが、昭和43年のカネミ油症事件等で毒性が報告され、現在は製造、輸入が禁止されており、廃棄処理は処理の許可を受けている施設で期限内にしなければならないこととなっております。処理期限等は、PCB廃棄物は高濃度と低濃度に分類されており、高濃度PCB廃棄物は令和4年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までと期限が定められております。本町の状況であります。公共施設で使用していた高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物を保管しており、役場旧本館解体に併せ処理するものであります。

予算書にお戻り願います。12節委託料は、PCB廃棄物処理委託として1,500万円を追加するものであります。

8款2項1目道路維持費420万円の追加は、資料ナンバー3をご参照願います。町道うぐ

いす団地連絡線の補修工事を行うものであります。

3項1目住宅管理費500万円の追加は、大雪により町営住宅の集合煙突や共聴アンテナの破損等が生じたことから修繕料を計上するものであります。

10款5項2目体育施設費340万円の追加は、大雪により弓道場の屋根軒天等が破損したことによる修繕料の計上であります。

次に、5ページ、歳入であります。14款2項2目民生費補助金210万円の追加、19款諸収入、5項5目雑入250万円の追加は、いずれも歳出同額を計上するものであります。

21款1項1目繰越金3,190万円の追加は、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 3 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 9 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 59 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 18 号 令和 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 18 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 4 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 5 派遣第 1 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 6 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 本日は2点質問いたします。よろしくお願いいたします。

1点目は、園児、児童の行事や参観日についてお伺いいたします。昨年より行事や参観日の開催減少や時間制限、入室制限があることにより、園児、児童の成長の姿を間近で見る機会が少なくなり、寂しいという声があります。そこで、この問題を解決するために動画として視聴できましたら、今後のコロナ禍問題でも軽減できると思います。年代や学年別にユーチューブチャンネルを設けましたらGメールの登録でできますし、限定公開として行えば不特定の方に視聴されることはないですし、半永久的に状態のよい動画として保存できます。撮影は1名の専門の方、もしくは保育園の先生、学校の先生でできることですので、園児、児童が社会人になってもよい思い出として記録となりますので、日々の姿を見れるように動画をいつでも保護者が視聴できる仕組みを取り入れていただけないでしょうか。お伺いいたします。

続いて、2点目の質問になります。地域おこし協力隊についてお伺いいたします。町の活性化に必要な地域おこし協力隊の募集を今後も継続していくと思いますが、もっと報酬面を近隣並みにしていき、応募段階から上砂川町は報酬がよいと思っていただけるように改善してみたいかがででしょうか。応募段階から魅力のある対応をしていき、活動に十分

な人員確保をしていくべきだと思いますが、どうお考えかお伺いいたします。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 1番、石田議員の1件目のご質問、園児、児童の行事や参観日についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、その対策として昨年は様々な学校行事、こども園行事ともに中止、もしくは実施ができた場合でも時間短縮や観覧者の制限などを余儀なくされました。このような状況下にありますと、ご質問にありますユーチューブを利用した動画記録で保護者が視聴できる仕組みづくりをとることではありますが、昨年小学校では試行的に学習発表会の様子をユーチューブで配信しようとしたところ、保護者から限定公開としてほしいとの強い要望があり、これを受け学校ではリンクアドレスは家族以外には知らせないことを条件に限定公開とし、併せてDVDを作成し、各家庭へ配付をいたしました。これら保護者の声から子供の顔や在籍する学校名など個人情報情報の漏えいを何より不安視する意向が酌み取れる中、仮に各種行事の動画について限定公開といたしましても、容易に複製や他のSNS上に掲載することができる状況に変わりではなく、幸いにもそうした事案はなかったものの、動画配信に当たっては子供のプライバシーと安心、安全に十分配慮し、学校において保護者と協議検討を要するものと認識しております。

本年におきましても昨年に増して猛威を振るっているコロナ感染症に対して、学校諸行事も様々な形で制限を設け、実施せざるを得ない状況が想定されますが、学年別に開催日程をずらすなど密を回避する工夫を凝らし、子供たちの安心、安全が確保できるのであれば保護者参観についても併せて検討するよう学校に対し要望してまいります。

次に、認定こども園に関して福祉課長より答弁を申し上げます。

○議長（高橋成和） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 認定こども園において各種行事をユーチューブやSNSを利用し、動画を配信することにつきましては、保護者の間での限定配信とした場合であっても、スマートフォン等情報端末の誤操作やウイルス感染による予期せぬ外部流出等の危険があり、一度インターネット上に流出すると不特定多数の間で半永久的に拡散し、削除は事実上不可能でありますので、実施するには情報漏えい対策と保護者全員の同意が必要であると考えます。また、行事の際には円滑な運営、進行管理に留意しつつ、園児の指導、見守りに最大限の注意を払っておりますので、動画撮影やその後の編集、配信等への対応については、通常の保育業務に加え、新型コロナウイルス感染症予防対策としての消毒や換気等も行っていることから、園職員だけの対応では難しく、保護者会役員等の協力が必要と考えます。

なお、現在も運動会や発表会では民間のカメラマンに写真撮影を依頼し、写真を希望す

る保護へ販売しておりますので、園といたしましては園児の日常の安全確保や個人情報保護の重要性に鑑み、引き続き保護者の皆様へ提供していきたいと考えておりますが、議員ご質問のSNS等での動画の配信につきましては、保護者皆様の同意、協力を前提とし、安全に情報提供できる仕組みの構築について園と保護者の皆様と協議検討してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） 次に、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 1番、石田議員の2件目のご質問、地域おこし協力隊についてお答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊につきましては、都市部から地方へ原則1年から3年の任期で移住し、地域の活性化に取り組む制度で、平成21年度にスタートしました。本町の地域おこし協力隊は、これまで13人の協力隊を採用し、このうち5名が定住しており、現在は4名の隊員が人口減少や少子高齢化が進む中、町の各種情報発信や移住定住施策の推進、高齢者向け体験教室の開催など様々な協力活動を行いながら、地域の維持、強化に貢献しているところであります。

地域おこし協力隊の任用関係につきましては、昨年度に国において会計年度任用職員制度を導入したことによりまして当町におきましても地方公務員として任用し、勤務時間や休暇等、勤務条件は職員に準じた雇用形態を取っており、議員ご質問の協力隊員に係る報酬面につきましては特別交付税による財政措置額を基準とし、適正な報酬単価に設定するとともに、住居の無償貸与や昇給のほか必要に応じて活動期間、3年目以降の任用延長も可能にするなど、実情に応じて他市町村を上回る支援を行っております。しかしながら、全国的に見ますと地域おこし協力隊を新たに受け入れる地方自治体が急激に増え、業務面のみならず生活面を含めたさらなるサポート体制の構築が喫緊の課題となっておりますので、当町におきましても今後の特別交付税措置額の見直しや近隣市町村における報酬単価の見直し状況等を勘案しながら、過当競争とならない範囲で引き続き地域おこし協力隊を支援するための適切な処遇改善に努めてまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。石田議員。

○1番（石田浩二） 2点目の件につきましては、ありがとうございました。

1点目の動画配信の件ですけれども、2つお伺いいたします。プライバシーだとか流出することに関しては、様々な問題だとかは考えられますが、それを防止する策として動画の見える画面上というのですか、そこに上砂川町だとか、その動画配信されているクラスを載せるだとか、月日を載せたりするようなことで流出を防ぐようなこととか考えていただけないでしょうか。あともしくは、動画配信がどうしても難しいというようでしたら、子供たちの様々な行事を保護者が見れるように日程を分散して、もう少し参観日とか行事とかを参加できるような仕組みに考えていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋成和） 石田議員、今のは要望ですか。

○1番（石田浩二） 要望です。

○議長（高橋成和） 要望ですね。再質問ではございませんね。
それでは、再質問ではございませんので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） ヤングケアラーの現状についてお伺いいたします。

ヤングケアラーとは、病気の家族の世話や家事を日常的に担っている18歳未満の子供を呼びます。本年4月にヤングケアラーについて政府による初の全国調査が行われ、その実態が明らかになりました。調査対象となった中学2年生では5.7%、約17人に1人、高校2年生では4.1%、約24人に1人が世話をする家族がいるとの結果でした。この数字は、クラスに1人から2人いる計算となり、予想以上に多いとされています。父母、兄弟の世話や料理、掃除、洗濯など家事全般を一人で担うといったその内容は、家の手伝いと呼べる範囲を著しく超えており、世話をする頻度もほぼ毎日が半数近くに及んでおり、世話をする生徒の負担感はとても深刻な状況です。学業や進路への影響はもちろん、部活動や友人と遊ぶことも難しい環境に置かれてしまい、心身への影響も心配されます。とりわけ全国調査によって状況が明らかになったことから、本町においても学校や医療機関、そして地域と連携を図り、早い段階での必要な支援に的確につなげる体制の構築が強く望まれますが、本町におけるヤングケアラーの現状についてどのように認識されておられるのか。また、支援体制の在り方についての見解をお伺いいたします。

一方、ヤングケアラーの4割近くが自らがヤングケアラーだと自覚できていないといい、世話をすることが当たり前という環境が問題をより深刻にしていると指摘されています。さらには、子供に過度の負担を強いていると親が気づかないことが背景にあるとも考えられています。こうした中、政府の支援策の方針が示されましたが、ケアを担っている子供を見逃すことのないよう万全な取組をしていただくことを要望いたします。

次に、若者の社会への参画推進についてお伺いします。若者が町政や町づくりに参加する機会は、社会への参加意識を高めるとともに、若者が社会における影響力を実感できる有効かつ貴重な場になるものと考えます。しかしながら、超少子高齢化、人口減少が進む本町においては、若者目線の意見を反映できる機会は乏しく、町政における影響力を実感しにくい状況にあることは否めません。こうした状況は、町全体を沈滞化へと助長させ、これからの町づくりを担い、主体となる若者の政治離れを加速してしまいます。

一方、若者の声を社会に反映できる仕組みをつくり、新しい町づくりを若者議会として先進的に取り組まれているのが愛知県新城市です。市の予算から1,000万円分の使い道を託された10代から20代の若者が市議会同様に1年かけて魅力ある町づくりについて議論し、市長に政策提言するという全国でも珍しい取組をしています。若者目線の新しい実績が次々と生まれるとともに、政策実現の手応えを実感した参加者の喜びが共感を広げ、新しい

政治参加の機運が盛り上がっています。また、新城市の取組は、全国的に少しずつ広がりを見せています。若者が活躍できる町こそ全ての人にとって住みやすい町であり、社会であるといいます。本町は、10代から20代の若者人口は多くはありませんし、新城市の若者議会と同じことをやれるとは考えてはおりません。しかし、若者の声を聞き、町の政策にどう反映させるのか、加えてこれからの町づくりに若者の力をどう生かしていくのかなど、若者が主体となれる環境を整えながら、施策の充実を図る町づくりに取り組むべきではないでしょうか。町の活性化にもつながるこれらの課題についての見解をお伺いして、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎敦浩） 4番、小澤議員の1件目のご質問、ヤングケアラーについてお答えいたします。

初めに、ケアラーは、高齢や身体上、または精神上の障害等により援助を必要とする家族や身近な人を介護や看護等は無償でサポートする人で、ヤングケアラーにつきましては法律上の定義はありませんが、一般に家族にケアを要する人がいる場合に本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供をいいます。国は、表面化しにくいヤングケアラーの実態を把握するため、今年3月に厚生労働省及び文部科学省がヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、全国約1,350校の公立中学、高校を抽出し、中学2年生と高校2年生を対象に調査をしたところ、議員の質問にもありましたように中学2年生の5.7%、高校2年生の4.1%がヤングケアラーだったとの調査結果となったところであります。この調査結果を受け、プロジェクトチームにより今後講じるべき施策についての提言が取りまとめられ、この提言に基づき市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関においてヤングケアラーの概念を構成機関に周知し、関係機関との連携や情報共有を図るよう5月27日に通知があったところです。

議員ご質問の本町におけるヤングケアラーの現状及び支援体制の在り方につきましては、各学校、児童相談所、警察等で構成する本町の要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーの状態にある子供を含め、要保護児童等についての情報提供による早期発見、早期支援、見守りについて日頃より関係機関にお願いしているところであります。現在学校生活や学業等に支障を及ぼすようなケースはございませんが、学校ではヤングケアラーの問題に限らず、児童生徒の表情や態度、言葉、言動、友人関係など多面的に児童生徒の様子の変化を見逃さないよう努めており、児童生徒の欠席状況は教育委員会も報告を受け、特に個別に状況を把握しておく必要のある児童生徒に関しては教員が相談対応を行い、必要に応じてスクールカウンセラーや福祉部門等の関係機関につないでおり、いじめや虐待のほか、ヤングケアラーであるという可能性があることについても引き続き全教職員が正しく認識し、関係機関につなげていくことが重要であると捉えています。

なお、数年前ではございますが、関係機関より障害のある親の介護等を行っている子供がおり、授業等に支障が出ているとの情報提供があったことから、学校や医療機関等の関係機関と連携を図り、福祉、介護のサービスなどに結びつけることができたケースもありました。ヤングケアラーにつきましては、前段申し上げましたとおり、表面化しにくい実態もありますので、このたびのプロジェクトの提言に基づき、今後も各学校や児童相談所など各関係機関と連携し、早期発見、早期支援に努め、子供が子供の権利を奪われることなく適切な養育を受け、健やかな成長と教育機会を確保してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員の2件目のご質問、若者の声を町づくりに反映する社会についてお答えいたします。

当町が直面する現下の厳しい経済、雇用情勢、少子高齢化などによる人口減少が進む中で、今後の町づくりに新たな視点を取り入れ、将来世代のために何ができるのかを考えていく上で、議員ご指摘のとおり、若者の声を反映し、そして若者が活躍できる環境づくりの構築がとても重要な施策であると考えております。

当町は、これまでも地域活性化を目的とし、任意組織である炭鉱のまち若者の会を中心としたイベントの創出やまちおこしプロジェクト研究会による名産品開発のほか、町総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、若者を中心とした結婚や定住など、将来展望のアンケート調査を行ってまいりました。本年度から4年間の計画である第7期総合計画後期基本計画では、観光資源の活用を目的とした町内アクティビティープランの創出や児童生徒と役場若手職員が中心となって町の未来を創造する上砂川未来予想図の作成などのプロジェクトを予定しておりますので、これまでの活動を参考としながら、商工会議所青年部や地域おこし協力隊、地元高校生などとも連携し、幅広い世代の方から意見を反映できるよう事業を進め、企画立案の段階から若者が中心となって参加できるような体制整備を構築することにより、町政執行方針にも掲げている魅力ある町づくりに対する機運醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） ヤングケアラーについて再質問させていただきます。

答弁にもありましたけれども、ヤングケアラーの早期発見には学校での対応が物すごく期待されるわけなのですけれども、行政側の窓口が教育委員会と福祉課とをまたぐことになってしまうという部分を考えてときに、この際専門窓口を設けて、ヤングケアラーに対するそういう対応というのをしてはいかがかんと思うのですけれども、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 現在は、そういう虐待であるだとかヤングケアラーに関する窓

口というのは、子育て支援係のほうで要対協という形で窓口を持ってやっております。その構成メンバーにつきましては、教育委員会であるとか認定こども園、あと児相であるとか警察のメンバーで、個々のケースに応じて対応するような形で集まって会議をやっているのですが、小澤議員言われました窓口を一本化という形については、子育てでやって、あとは関係機関につないでいくという形でやっておりますので、このままで大丈夫ではないかと思っております。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 補足します。今申し上げたとおり、ヤングケアラーという表現ではありませんけれども、そういう実際に18歳未満のいわゆるヤングケアラーに対応する専門窓口ということではないのですが、それについては当然18歳未満ですので、現在は福祉課の子育て支援係が窓口になっているということを申し上げておきたいと思えます。それで、学校との関係についてもそこを中心に連携取っているということでしたいま課長が答弁したとおりです。

○議長（高橋成和） 小澤議員、ただいまの山崎課長と奥山町長の答弁に対して、これでよろしいでしょうか。

○4番（小澤一文） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） それでは、ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 新型コロナウイルス感染が拡大してから1年以上経過しますが、この間の様々な経済活動に対する直接支援での生活の下支えのご尽力に敬意を表しております。

それでは、質問に入らせていただきます。コロナ禍における家庭内感染予防対策及び安心、安全の確保としての自主隔離場所の設置についてお伺いいたします。今なお新型コロナウイルス感染の終息の兆しが見えなく、誰もが感染する可能性は否めない状況です。そんな中で家庭内感染の発生率は高く、特に子供、高齢者、基礎疾患を持ったリスクが高い同居家族のいる家庭での不安は高まっています。また、家族で介護されている家庭は、家庭内感染が生じることで自宅での介護ができなくなるとの心配の声も聞こえます。感染に至らなくても濃厚接触者、濃厚接触者の家族になる可能性は考えられます。発熱など自宅待機の指示が出されたとき、PCR検査、またはその結果を待つ間、感染後陰性となった後の観察期間など、家族から離れての生活を可能にすることは、家庭内感染の予防につながると思います。使用されていない住宅を活用しての被感染者向けの短期的な自主隔離のための場所を設置することは、社会生活の安心、安全の確保には有効と考えます。既に設置している自治体もありますが、本町ではどのような対応を考えておられるのかお伺いしたいと思えます。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいり

ます。林福祉課参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 3番、笹木議員のご質問、コロナ禍における家庭内感染予防対策及び安心、安全の確保としての自主隔離場所の設置についてお答えいたします。

初めに、北海道の新型コロナウイルス感染状況につきましては、5月に入り新型コロナウイルスは感染力が高く、重症化に至る危険性が高い変異株が主体となり、若者による感染が拡大し、職場や家庭内感染、学校やこども園等でもクラスターが発生するなど、感染拡大に歯止めがかからず、5月16日から北海道全域に緊急事態宣言が発出されました。空知管内では、より強い対策が必要な緊急事態特定措置区域の指定は受けておりませんが、5月の感染状況につきましては新規感染者341人、クラスターの発生は6件で最多となり、5月15日には1日当たり最多の28人が感染するなど感染が拡大し、現在も毎日のように感染者が確認され、いつ誰が感染してもおかしくない状況となっております。また、新規感染者のうち8割の方が入院調整等となるなど医療体制の逼迫が深刻化されています。

家庭内で家族が濃厚接触者となった場合取るべき対応策につきましては、厚生労働省が示している家庭内に新型コロナウイルス感染が疑われる場合の家庭内で注意していただきたい8つのポイントが示されており、その対応として疑われる方の部屋を個室にしたり、マスクなどの感染予防対策及び消毒作業などの感染症対策を行っていくことも必要と考えます。

議員ご質問の本町における自主隔離場所の設置につきましては、自主隔離場所は家庭内の感染予防対策には有効な手段であると考えられ、安全確保としての自主隔離場所の設置は町として可能ではありますが、感染が疑われる方に対する相談、PCR検査、入院勧告、積極的疫学調査や濃厚接触者の特定並びに健康観察については、感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律の規定に基づき滝川保健所が対応することとなります。陽性が確認された場合の町への通知は、年代、性別、症状、治療状況のみで、本人が公表を希望しない場合には症状と治療状況のみとなっております。濃厚接触者についても情報が無いのが現状となっております。また、住民が町内に設置した自主隔離場所を利用することで陽性者、濃厚接触者等であることが分かるおそれがあるため、人権を守ることの難しさもありますが、住民及び保健所より自主隔離場所の相談がありましたら、滝川保健所と連携を図りながら、後方支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、感染リスクを軽減するため、引き続き感染症対策を徹底するとともに、高齢者のワクチン接種を7月中に終了させ、その後速やかに12歳以上64歳以下の町民への接種を進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 要望です。ただいまのご回答の中で、人権に関わるということのようなことも含まれておりました。差別やいじめなどは、人、地域が醸し出す雰囲気というふうに捉えます。コロナに限らず、発症しても安心して生活できる差別や偏見のない町づく

りということをお願いいたします。

○議長（高橋成和） 要望でございますので、再質問でございますので、これにて打ち切りしたいと思います。

◇ 藏 根 高 史 議員

○議長（高橋成和） 次、2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 私からは、魅力ある町づくりのための環境整備についてご質問させていただきます。

上砂川町が抱える近々の課題は、何といたっても人口の減少であります。第7期総合計画後期基本計画の中にも目指すべき将来の方向として、自然動態の改善及び社会動態を改善し、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図ることが必要、町内により多くの雇用の場を確保して移住定住人口の増加を図ると読み取ることができます。確かに本町の行っている進出企業への助成、移住者や子育て世代への助成には他市町村に勝るとも劣らない手厚いものがあるものと感じております。今後も企業誘致活動を積極的に進めていただきたいと思います。

上砂川町の公式ホームページや上砂川町を紹介するパンフレットなどで本町の特徴を表現する言葉として、自然豊かな町という文言が各所に使われております。確かに本町は、都会にはない山々、そこに自生する樹木、野生動物など四季折々の気候面での自然を実感することができます。そのような豊かな自然環境を生かし、魅力ある町を発信していこうとする中、閉鎖され、荒廃した工場や瓦礫化した建物が各所に点在しているのも事実でございます。その荒廃した工場や瓦礫化した建物は、決してこの豊かな自然とマッチすることはなく、景観を損ない、訪れる方々にかかなりのマイナスイメージを与えております。

この質問をするに当たり、以前同様の問題が取り上げられた議会議事録を見ました。2008年、上砂川工場を閉鎖した北海道源馬及びグローバルグローブの工場は、他社への売却、譲渡を模索している。町としても他企業への働きかけを行うとの内容が記されておりました。あれから13年経過しておりますが、本年4月に更新されている上砂川町の公式ホームページには遊休施設欄に中古物件として写真つきでこの建物が掲載されております。写真は1枚なので、詳しくは分かりませんが、少なくとも現状のものとは大きな違いがあります。現状は、長年放置され、雪害、風害等により天井が崩落した箇所があったり、軒が落ちたりと、とても再利用できる状態ではなく、転売、譲渡できる可能性はほぼゼロに近いものと考えております。そのほか鶴本町の株式会社北武も年々崩壊が進み、野生生物、アライグマなどがすみつき、繁殖を続けているとの話も聞かれます。また、ボウリング場跡は約半世紀放置されていると記憶しております。魅力ある町づくりを進める観点から、このままの状態というわけにはいかないと考えますが、町として所有者に対し今後どのような働きかけを行い、どのような行動を起こすか、方向性をお伺いして質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷺尾企画課長。

○企画課長（鷺尾仁志） 2番、藏根議員のご質問、魅力ある町づくりのための環境整備についてお答えいたします。

本町では、炭鉱閉山後新たな産業基盤と雇用の創出のため積極的な誘致企業活動を行ってまいりましたが、長期にわたる景気の低迷により撤退、廃業が相次ぎ、議員ご指摘のとおり、閉鎖された空き工場等につきましては町も関わりながら他企業への売却や譲渡を模索してきましたが、転売先が見つからず、荒廃した建物が町内に取り残された状況のまま現在に至っております。これまでも管理不全の状況にある建物につきましては、所有者に対しまして上砂川町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、改善や解体などの必要な措置を講じるよう助言、指導、裁判による解決等も行ってまいりましたが、何ら返答がなく、中には所在地が不明となっている企業もあり、また空き工場は企業所有であることから、行政といえども勝手に処分することができず、本町に限らず各自自治体でも大変苦慮しているところであります。

このような状況の中、今後の取組につきましては、倒壊など危険な状況にある個人所有の家屋も含め、国の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき本町においても特定空家の認定や行政代執行の適用を定める関係条例を本年度中に整備し、空き家等に対する対策を総合的に推進するための上砂川町空き家等対策計画により特定空家の認定と行政指導の強化及び衛生上有害となる場合の対策を講じるとともに、指導しても改まらない場合の対応につきましても財源の問題はありますので、町財政状況を勘案しながら、行政代執行による解体等の検討を進めるなど、引き続き廃墟対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。藏根議員。

○2番（藏根高史） 要望を申したいと思います。

割れ窓理論というというものがあるのです。窓ガラスが割れたままにしておくと、その管理が不十分と思われ、ごみが捨てられたり、やがて地域の環境が悪化して凶悪な犯罪が多発するようになるという犯罪理論です。また、きれいにして整備されていないところにはごみを捨ててもいいのだと、何かそのように他住民から思われるということがあります。本町を訪れる方々やここで育つ子供たちのためにも一刻も早く行動を起こして、瓦礫や廃屋の撤去をよろしくお願いしたいと思います。

○町長（奥山光一） 答弁ではないのですが、状況を改めて説明させていただきたいと思います。

町の建物であれば、町は自分で財源さえ確保できれば自由にできます。先ほど答弁の中でも申し上げたとおり、あくまでも企業の持ち物なので、そこに基本的に立ち入ること自体も本来はできない。ましてや建物に町が手を加える、さらには解体をするというのは非常に難しい問題があります。それで、答弁で申し上げたとおり、特定空家の指定を行いな

がら、ただ非常に時間かかる問題もあります。特に行政代執行をする場合については、その前段でいろんな手続をしなければいけない。さらに、そこに係る費用については、本来は所有者から取るべきものです。ただ、中には、企業名は申し上げませんが、転売に転売を重ねているうちに所有者自体登記簿上の所有者がどこに今あるのか、ほとんど幽霊のようなところもあります。速やかにということなのですが、所定の手続の時間はかかるということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（高橋成和） 藏根議員、再質問はございませんね。今町長より要望にお答えいただきましたのでよろしいですね。

○2番（藏根高史） はい。

○議長（高橋成和） それでは、ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第18号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第18号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件については、既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

質疑を受けます。質疑ございませんか。小澤議員。

○4番（小澤一文） 予算書の歳出部門の2款総務費、5目財産管理費のところの需用費、修繕料で226万7,000円計上なのですけれども、この修繕料については具体的に医師住宅とふらっとの修繕というお話は聞いているのですけれども、ここで確認なのですけれども、医師住宅についてなのですが、今ワクチン接種のこの部分が完了後、萌水会のほうで引き続き医師住宅を利用されるという部分でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋成和） 林副町長。

○副町長（林 智明） 4月に医師が替わって、7月に新たな医師が今度来るということがありまして、それに併せてうちのほうで改修をして、ちょっと間に合わないのですけれども、改修をして、はるにれだとか老健持っているものですから、そういう緊急な場合もありますので、その対策として住宅を確保するという形で考えております。

○議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和3年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（高橋成和） 日程第4、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 日程第5、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年6月9日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様
提出議員 藏 根 高 史
賛成議員 越 前 等
石 田 浩 二

本文を読み上げ、説明とさせていただきます。

意見書案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体は新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな課題が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな財政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること
2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取組みを支える財政措置を講じること。

4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや地域でもデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より森林需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財政偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月9日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和3年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等